

○農林水産省告示第九百十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第一百二十条の十四第二項及び第一百五十条の六第二項の規定に基づき、平成二十八年産の秋植えればれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホツプ並びに平成二十九年産のさとうきびに係る同法第一百二十条の十四第二項及び第一百五十条の六第二項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣 森山 裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

「次のように」の部分

都道府県名	北海道										
共済目的の種類	畑作物共済の共済目的の種類等										
	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域										
	単位当たり共済金額の範囲										
大豆	1類	北海道の区域	1,160円	1,040円	930円	810円	700円				
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、								
			3,180円	2,860円	2,540円	2,230円	1,910円	1,160円	1,040円	930円	
			種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、	4,440円	4,000円	3,550円	3,110円	2,660円		810円	700円
	3類	北海道の区域	2,280円	2,050円	1,820円	1,600円	1,370円				
	4類	北海道の区域	1,780円	1,600円	1,420円	1,250円	1,070円				
	5類	北海道の区域	3,410円	3,070円	2,730円	2,390円	2,050円				
小豆		北海道の区域	2,990円	2,690円	2,390円	2,090円	1,790円				
いんげん	1類	北海道の区域	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	1,510円				
	2類	北海道の区域	2,790円	2,510円	2,230円	1,950円	1,670円				
	3類	北海道の区域	4,670円	4,200円	3,740円	3,270円	2,800円				
	4類	北海道の区域	5,080円	4,570円	4,060円	3,560円	3,050円				
てん菜		北海道の区域	基準糖度が16.3度である組合員等 10,140円 9,130円 8,110円 7,100円 6,080円 (てん菜について、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るてん菜にあっては、								
			17,400円 15,660円 13,920円 12,180円 10,440円 10,140円 9,130円 8,110円 7,100円 6,080円 )								
			基準糖度が16.3度に満たない組合員等 別記 1								
			基準糖度が16.3度を超える組合員等 別記 2								
そば	1類	北海道の区域	1,840円	1,660円	1,470円	1,290円	1,100円				
			(そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、								
			4,730円	4,260円	3,780円	3,310円	2,840円	1,840円	1,660円	1,470円	1,290円 1,100円 )
たまねぎ		北海道の区域	54,340円	48,910円	43,470円	38,040円	32,600円				
ホップ		北海道の区域	2,040円	1,840円	1,630円	1,430円	1,220円				

**別記1 :**

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.3度を0.1度下回るごとに、10,140円から60円を差し引いて得た額（以下「別記1の最高額」という。）及び別記1の最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象農業者であって、栽培するてん菜の基準糖度が7.0度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.3度を0.1度下回るごとに、17,400円から120円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記1の最高額を超える金額

**別記2 :**

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.3度を0.1度上回るごとに、10,140円に60円を加えて得た額（以下「別記2の最高額」という。）及び別記2の最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るてん菜にあっては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.3度を0.1度上回るごとに、17,400円に120円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記2の最高額を超える金額

**備考 :**

1. この表において「単位当たり」とは、次の各号に掲げる共済目的の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 大豆、小豆、いんげん及びそば 10キログラム当たり
  - (2) てん菜及びたまねぎ 1,000キログラム当たり
  - (3) ホップ 1キログラム当たり
2. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するてん菜につき、平成21年産から平成27年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業災害補償法第12条第3項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。

都道府県名	青森県										
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域									
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲									
大豆	1類	青森県の区域	1,130円	1,020円	900円	790円	680円				
			<p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,190円 2,870円 2,550円 2,230円 1,910円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円            種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、            3,690円 3,320円 2,950円 2,580円 2,210円 )</p>								
ホップ		青森県の区域	2,040円	1,840円	1,630円	1,430円	1,220円				

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

都道府県名	岩手県	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲																																					
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分		大豆	1類	岩手県の区域	1,080円	970円	860円	760円	650円																														
大豆	1類	岩手県の区域	<p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <table> <tr> <td>3,090円</td><td>2,780円</td><td>2,470円</td><td>2,160円</td><td>1,850円</td><td>1,080円</td><td>970円</td><td>860円</td><td>760円</td><td>650円</td></tr> <tr> <td>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>4,640円</td><td>4,180円</td><td>3,710円</td><td>3,250円</td><td>2,780円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>								3,090円	2,780円	2,470円	2,160円	1,850円	1,080円	970円	860円	760円	650円	種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、										4,640円	4,180円	3,710円	3,250円	2,780円					
3,090円	2,780円	2,470円	2,160円	1,850円	1,080円	970円	860円	760円	650円																															
種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、																																								
4,640円	4,180円	3,710円	3,250円	2,780円																																				
3類	岩手県の区域	2,790円	2,510円	2,230円	1,950円	1,670円																																		
そば	2類	岩手県の区域	1,690円	1,520円	1,350円	1,180円	1,010円	<p>(そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、</p> <table> <tr> <td>4,510円</td><td>4,060円</td><td>3,610円</td><td>3,160円</td><td>2,710円</td><td>1,690円</td><td>1,520円</td><td>1,350円</td><td>1,180円</td><td>1,010円</td></tr> </table>				4,510円	4,060円	3,610円	3,160円	2,710円	1,690円	1,520円	1,350円	1,180円	1,010円																			
4,510円	4,060円	3,610円	3,160円	2,710円	1,690円	1,520円	1,350円	1,180円	1,010円																															
ホップ		岩手県の区域	2,040円	1,840円	1,630円	1,430円	1,220円																																	

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆及びそばについては10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

都道府県名	宮城県	畠作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
大豆	1類	宮城県の区域	1,090円 980円 870円 760円 650円	(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を當む耕地に係る大豆にあっては、 3,120円 2,810円 2,500円 2,180円 1,870円 1,090円 980円 870円 760円 650円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,450円 4,010円 3,560円 3,120円 2,670円 )
	3類	宮城県の区域	4,190円 3,770円 3,350円 2,930円 2,510円	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	秋田県	畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
大豆	1類	秋田県の区域	1,100円 990円 880円 770円 660円  (大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,110円 2,800円 2,490円 2,180円 1,870円 1,100円 990円 880円 770円 660円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,200円 2,880円 2,560円 2,240円 1,920円 )	
ホップ		秋田県の区域	2,040円 1,840円 1,630円 1,430円 1,220円	

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

都道府県名	山形県												
畑作物共済の共済目的の種類等													
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域												
	単位当たり共済金額の範囲												
大豆	1類	山形県の区域	1,120円	1,010円	900円	780円	670円						
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,070円 2,760円 2,460円 2,150円 1,840円 1,120円 1,010円 900円 780円 670円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 2,990円 2,690円 2,390円 2,090円 1,790円 )										
	3類	山形県の区域	3,790円	3,410円	3,030円	2,650円	2,270円						
そば	2類	山形県の区域	2,010円	1,810円	1,610円	1,410円	1,210円						
			(そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,880円 4,390円 3,900円 3,420円 2,930円 2,010円 1,810円 1,610円 1,410円 1,210円 )										
ホップ		山形県の区域	2,040円	1,840円	1,630円	1,430円	1,220円						

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆及びそばについては10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

都道府県名	福島県											
畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲										
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1類	福島県の区域	1,060円	950円	850円	740円	640円					
			<p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,060円 2,750円 2,450円 2,140円 1,840円 1,060円 950円 850円 740円 640円            種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、            3,210円 2,890円 2,570円 2,250円 1,930円 )</p>									
そば	2類	福島県の区域	1,680円	1,510円	1,340円	1,180円	1,010円					
			<p>(そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、</p> <p>4,380円 3,940円 3,500円 3,070円 2,630円 1,680円 1,510円 1,340円 1,180円 1,010円 )</p>									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	茨城県	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲					
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分		1,150円	1,040円	920円	810円	690円	
大豆	1類	茨城県の区域	1,150円	1,040円	920円	810円	690円	(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,190円 2,870円 2,550円 2,230円 1,910円 1,150円 1,040円 920円 810円 690円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,880円 3,490円 3,100円 2,720円 2,330円 )
	3類	茨城県の区域	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	栃木県	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲								
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分		大豆	1類	3類	1,070円	960円	860円	750円	640円	
						(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を當む耕地に係る大豆にあっては、 3,090円 2,780円 2,470円 2,160円 1,850円 1,070円 960円 860円 750円 640円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,010円 3,610円 3,210円 2,810円 2,410円 )					
						5,530円	4,980円	4,420円	3,870円	3,320円	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	群馬県	畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
大豆	1類	群馬県の区域	<p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,100円 2,790円 2,480円 2,170円 1,860円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>4,780円 4,300円 3,820円 3,350円 2,870円 )</p>	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	埼玉県	畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
大豆	1類	埼玉県の区域	<p>1,070円 960円 860円 750円 640円</p> <p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,010円 2,710円 2,410円 2,110円 1,810円 1,070円 960円 860円 750円 640円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>4,340円 3,910円 3,470円 3,040円 2,600円 )</p>	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	千葉県											
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲									
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1類	千葉県の区域	1,110円	1,000円	890円	780円	670円					
			<p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円 1,110円 1,000円 890円 780円 670円            種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、            3,300円 2,970円 2,640円 2,310円 1,980円 )</p>									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	東京都											
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲									
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1類	東京都の区域	1,070円	960円	860円	750円	640円					
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,070円 960円 860円 750円 640円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 2,750円 2,480円 2,200円 1,930円 1,650円 )									
小豆		東京都の区域	2,990円	2,690円	2,390円	2,090円	1,790円					
いんげん	1類	東京都の区域	2,520円	2,270円	2,020円	1,760円	1,510円					
	2類	東京都の区域	2,790円	2,510円	2,230円	1,950円	1,670円					
	3類	東京都の区域	4,670円	4,200円	3,740円	3,270円	2,800円					
	4類	東京都の区域	5,080円	4,570円	4,060円	3,560円	3,050円					

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	神奈川県																													
畑作物共済の共済目的の種類等																														
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域																												
大豆	1類	<p style="text-align: center;">単位当たり共済金額の範囲</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1,070円</td> <td style="width: 25%;">960円</td> <td style="width: 25%;">860円</td> <td style="width: 25%;">750円</td> </tr> <tr> <td>640円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">3,200円</td> <td style="width: 25%;">2,880円</td> <td style="width: 25%;">2,560円</td> <td style="width: 25%;">2,240円</td> </tr> <tr> <td>1,920円</td> <td>1,070円</td> <td>960円</td> <td>860円</td> </tr> <tr> <td>750円</td> <td>640円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">2,750円</td> <td style="width: 25%;">2,480円</td> <td style="width: 25%;">2,200円</td> <td style="width: 25%;">1,930円</td> </tr> <tr> <td>1,650円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>)</p>	1,070円	960円	860円	750円	640円				3,200円	2,880円	2,560円	2,240円	1,920円	1,070円	960円	860円	750円	640円			2,750円	2,480円	2,200円	1,930円	1,650円			
1,070円	960円	860円	750円																											
640円																														
3,200円	2,880円	2,560円	2,240円																											
1,920円	1,070円	960円	860円																											
750円	640円																													
2,750円	2,480円	2,200円	1,930円																											
1,650円																														

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	新潟県											
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲									
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1類	新潟県の区域	1,120円	1,010円	900円	780円	670円					
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,120円 2,810円 2,500円 2,180円 1,870円 1,120円 1,010円 900円 780円 670円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,240円 2,920円 2,590円 2,270円 1,940円 )									
そば	2類	新潟県の区域	2,180円	1,960円	1,740円	1,530円	1,310円					
			(そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,030円 4,530円 4,020円 3,520円 3,020円 2,180円 1,960円 1,740円 1,530円 1,310円 )									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	富山県	畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
大豆	1類	富山県の区域	<p>1,120円 1,010円 900円 780円 670円</p> <p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,070円 2,760円 2,460円 2,150円 1,840円 1,120円 1,010円 900円 780円 670円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>3,680円 3,310円 2,940円 2,580円 2,210円 )</p>	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	石川県	畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
大豆	1類	石川県の区域	<p>1,080円 970円 860円 760円 650円</p> <p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,030円 2,730円 2,420円 2,120円 1,820円 1,080円 970円 860円 760円 650円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>3,650円 3,290円 2,920円 2,560円 2,190円 )</p>	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	福井県											
畠作物共済の共済目的の種類等												
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲									
大豆	1類	福井県の区域	1,120円	1,010円	900円	780円	670円					
			(大豆について、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,070円 2,760円 2,460円 2,150円 1,840円 1,120円 1,010円 900円 780円 670円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,870円 3,480円 3,100円 2,710円 2,320円 )									
そば	1類	福井県の区域	2,220円	2,000円	1,780円	1,550円	1,330円					
			(そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,400円 4,860円 4,320円 3,780円 3,240円 2,220円 2,000円 1,780円 1,550円 1,330円 )									
	2類	福井県の区域	1,900円	1,710円	1,520円	1,330円	1,140円					
			(そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 4,710円 4,240円 3,770円 3,300円 2,830円 1,900円 1,710円 1,520円 1,330円 1,140円 )									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	山梨県											
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲									
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1類	山梨県の区域	1,070円	960円	860円	750円	640円					
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,060円 2,750円 2,450円 2,140円 1,840円 1,070円 960円 860円 750円 640円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,600円 3,240円 2,880円 2,520円 2,160円 )									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	長野県											
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲									
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1類	長野県の区域	1,190円	1,070円	950円	830円	710円					
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,230円 2,910円 2,580円 2,260円 1,940円 1,190円 1,070円 950円 830円 710円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,700円 3,330円 2,960円 2,590円 2,220円 )									
	3類	長野県の区域	4,310円	3,880円	3,450円	3,020円	2,590円					
そば	2類	長野県の区域	2,540円	2,290円	2,030円	1,780円	1,520円					
			(そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,430円 4,890円 4,340円 3,800円 3,260円 2,540円 2,290円 2,030円 1,780円 1,520円 )									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	岐阜県											
畑作物共済の共済目的の種類等												
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲									
大豆	1類	岐阜県の区域	1,220円	1,100円	980円	850円	730円					
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,410円 3,070円 2,730円 2,390円 2,050円 1,220円 1,100円 980円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,400円 3,060円 2,720円 2,380円 2,040円 )									
	2類	岐阜県の区域	7,170円	6,450円	5,740円	5,020円	4,300円					
	3類	岐阜県の区域	2,770円	2,490円	2,220円	1,940円	1,660円					

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	静岡県	畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
大豆	1類	静岡県の区域	<p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を當む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,080円 2,770円 2,460円 2,160円 1,850円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円            種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、            2,990円 2,690円 2,390円 2,090円 1,790円 )</p>	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	愛知県	
畑作物共済の共済目的の種類等		
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域
大豆	1類	<p>単位当たり共済金額の範囲</p> <p>愛知県の区域</p> <p>1,230円 1,110円 980円 860円 740円</p> <p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,390円 3,050円 2,710円 2,370円 2,030円 1,230円 1,110円 980円 860円 740円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>3,690円 3,320円 2,950円 2,580円 2,210円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	三重県	畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
大豆	1類	三重県の区域	<p>1,190円 1,070円 950円 830円 710円</p> <p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,390円 3,050円 2,710円 2,370円 2,030円 1,190円 1,070円 950円 830円 710円            種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、            3,960円 3,560円 3,170円 2,770円 2,380円 )</p>	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	滋賀県									
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分		1,160円	1,040円	930円	810円	700円			
大豆	1類	滋賀県の区域	1,160円	1,040円	930円	810円	700円			
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,250円 2,930円 2,600円 2,280円 1,950円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 5,080円 4,570円 4,060円 3,560円 3,050円 )							
	2類	滋賀県の区域	7,630円	6,870円	6,100円	5,340円	4,580円			
	3類	滋賀県の区域	3,910円	3,520円	3,130円	2,740円	2,350円			
小豆		滋賀県の区域	8,830円	7,950円	7,060円	6,180円	5,300円			

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	京都府	畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
大豆	1類	京都府の区域	1,070円 960円 860円 750円 640円  (大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、  3,080円 2,770円 2,460円 2,160円 1,850円 1,070円 960円 860円 750円 640円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,720円 4,250円 3,780円 3,300円 2,830円 )	
	2類	京都府の区域	12,020円 10,820円 9,620円 8,410円 7,210円	
小豆		京都府の区域	10,570円 9,510円 8,460円 7,400円 6,340円	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	大阪府	畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
大豆	1類	大阪府の区域	<p>1,070円 960円 860円 750円 640円</p> <p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,070円 960円 860円 750円 640円            種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、            2,750円 2,480円 2,200円 1,930円 1,650円 )</p>	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	兵庫県														
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲												
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分														
大豆	1類	兵庫県の区域	1,160円	1,040円	930円	810円	700円								
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、												
			3,170円	2,850円	2,540円	2,220円	1,900円	1,160円	1,040円	930円	810円	700円			
			種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,090円 3,680円 3,270円 2,860円 2,450円 )												
そば	2類	兵庫県の区域	15,020円	13,520円	12,020円	10,510円	9,010円								
	3類	兵庫県の区域	3,610円	3,250円	2,890円	2,530円	2,170円								
	2類	兵庫県の区域	4,760円	4,280円	3,810円	3,330円	2,860円								
(そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、															
7,650円 6,890円 6,120円 5,360円 4,760円 4,280円 3,810円 3,330円 2,860円 )															

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	奈良県											
畑作物共済の共済目的の種類等												
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲									
大豆	1類	奈良県の区域	1,070円	960円	860円	750円	640円					
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,990円 2,690円 2,390円 2,090円 1,790円 1,070円 960円 860円 750円 640円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 )									
	2類	奈良県の区域	11,200円	10,080円	8,960円	7,840円	6,720円					

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	和歌山県	畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
大豆	1類	和歌山県の区域	1,070円 960円 860円 750円 640円  (大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,070円 960円 860円 750円 640円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 2,750円 2,480円 2,200円 1,930円 1,650円 )	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	鳥取県	畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲									
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分												
大豆	1類	鳥取県の区域	1,120円	1,010円	900円	780円	670円	<p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p>					
			3,190円	2,870円	2,550円	2,230円	1,910円	1,120円	1,010円	900円	780円	670円	種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、
			3,230円	2,910円	2,580円	2,260円	1,940円						
			4,450円	4,010円	3,560円	3,120円	2,670円						
そば	2類	鳥取県の区域	3,100円	2,790円	2,480円	2,170円	1,860円						
			2,640円	2,380円	2,110円	1,850円	1,580円	<p>(そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、</p>					
			5,530円	4,980円	4,420円	3,870円	3,320円	2,640円	2,380円	2,110円	1,850円	1,580円	)

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	島根県											
畑作物共済の共済目的の種類等												
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域											
	単位当たり共済金額の範囲											
大豆	1類	島根県の区域	1,120円	1,010円	900円	780円	670円					
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、									
			3,200円	2,880円	2,560円	2,240円	1,920円	1,120円	1,010円	900円	780円	670円
			種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,790円 3,410円 3,030円 2,650円 2,270円 )									
	2類	島根県の区域	10,640円	9,580円	8,510円	7,450円	6,380円					
そば	2類	島根県の区域	3,570円	3,210円	2,860円	2,500円	2,140円					
			(そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、									
			6,460円	5,810円	5,170円	4,520円	3,880円	3,570円	3,210円	2,860円	2,500円	2,140円 )

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	岡山県						
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域					
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲					
ばれいしょ	7類	岡山県の区域	124,550円	112,100円	99,640円	87,190円	74,730円
	8類	岡山県の区域	72,820円	65,540円	58,260円	50,970円	43,690円
大豆	1類	岡山県の区域	1,190円	1,070円	950円	830円	710円
	(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、						
	3,260円 2,930円 2,610円 2,280円 1,960円 1,190円 1,070円 950円 830円 710円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,320円 2,990円 2,660円 2,320円 1,990円 )						
	2類	岡山県の区域	7,500円	6,750円	6,000円	5,250円	4,500円

備考：この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、大豆については10キログラム当たりとする。

都道府県名	広島県											
畑作物共済の共済目的の種類等												
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲									
大豆	1類	広島県の区域	1,070円	960円	860円	750円	640円					
			<p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,040円 2,740円 2,430円 2,130円 1,820円 1,070円 960円 860円 750円 640円            種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、            4,210円 3,790円 3,370円 2,950円 2,530円 )</p>									
	3類	広島県の区域	5,170円	4,650円	4,140円	3,620円	3,100円					

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名		山口県					
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域					
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲					
大豆	1類	山口県の区域	1,120円	1,010円	900円	780円	670円
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,230円 2,910円 2,580円 2,260円 1,940円 1,120円 1,010円 900円 780円 670円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,280円 3,850円 3,420円 3,000円 2,570円 )				
	3類	山口県の区域	2,340円	2,110円	1,870円	1,640円	1,400円

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	徳島県	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲										
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分		1,070円	960円	860円	750円	640円						
大豆	1類	徳島県の区域	1,070円	960円	860円	750円	640円						
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、										
			3,030円	2,730円	2,420円	2,120円	1,820円	1,070円	960円	860円	750円	640円	
			種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、						3,180円	2,860円	2,540円	2,230円	1,910円
	2類	徳島県の区域	4,780円	4,300円	3,820円	3,350円	2,870円						

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	香川県											
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域										
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲										
大豆	1類	香川県の区域	1,070円	960円	860円	750円	640円					
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,110円 2,800円 2,490円 2,180円 1,870円 1,070円 960円 860円 750円 640円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 2,750円 2,480円 2,200円 1,930円 1,650円 )									
	2類	香川県の区域	10,350円	9,320円	8,280円	7,250円	6,210円					

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	愛媛県											
畠作物共済の共済目的の種類等												
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲									
大豆	1類	愛媛県の区域	1,240円	1,120円	990円	870円	740円					
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,340円 3,010円 2,670円 2,340円 2,000円 1,240円 1,120円 990円 870円 740円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 2,990円 2,690円 2,390円 2,090円 1,790円 )									
そば	2類	愛媛県の区域	3,020円	2,720円	2,420円	2,110円	1,810円					
			(そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,670円 5,100円 4,540円 3,970円 3,400円 3,020円 2,720円 2,420円 2,110円 1,810円 )									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	高知県	畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
大豆	1類	高知県の区域	<p>1,070円 960円 860円 750円 640円</p> <p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,160円 2,840円 2,530円 2,210円 1,900円 1,070円 960円 860円 750円 640円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>2,750円 2,480円 2,200円 1,930円 1,650円 )</p>	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	福岡県												
畑作物共済の共済目的の種類等													
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域												
大豆	1類	福岡県の区域	単位当たり共済金額の範囲 1,180円 1,060円 940円 830円 710円  (大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、  3,430円 3,090円 2,740円 2,400円 2,060円 1,180円 1,060円 940円 830円 710円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,950円 3,560円 3,160円 2,770円 2,370円 )										
	3類	福岡県の区域	4,760円 4,280円 3,810円 3,330円 2,860円										

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	佐賀県							
畑作物共済の共済目的の種類等								
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲					
大豆	1類	佐賀県の区域	1,190円	1,070円	950円	830円	710円	

(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、

3,480円 3,130円 2,780円 2,440円 2,090円 1,190円 1,070円 950円 830円 710円  
 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、  
 3,520円 3,170円 2,820円 2,460円 2,110円 )

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	長崎県						
畑作物共済の共済目的の種類等							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲				
ばれいしょ	7類	長崎県の区域	154,320円	138,890円	123,460円	108,020円	92,590円
	8類	長崎県の区域	70,960円	63,860円	56,770円	49,670円	42,580円
大豆	1類	長崎県の区域	1,180円	1,060円	940円	830円	710円
<p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,400円 3,060円 2,720円 2,380円 2,040円 1,180円 1,060円 940円 830円 710円            種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、            4,440円 4,000円 3,550円 3,110円 2,660円 )</p>							

備考：この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、大豆については10キログラム当たりとする。

都道府県名	熊本県					
畑作物共済の共済目的の種類等						
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域					
			単位当たり	共済金額の範囲		
大豆	1類	熊本県の区域	1,170円 1,050円 940円 820円 700円  (大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,330円 3,000円 2,660円 2,330円 2,000円 1,170円 1,050円 940円 820円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,810円 3,430円 3,050円 2,670円 2,290円 )			

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	大分県							
畑作物共済の共済目的の種類等								
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲					
大豆	1類	大分県の区域	1,160円	1,040円	930円	810円	700円	
			(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,210円 2,890円 2,570円 2,250円 1,930円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,660円 3,290円 2,930円 2,560円 2,200円 )					
	3類	大分県の区域	4,500円	4,050円	3,600円	3,150円	2,700円	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	宮崎県	畑作物共済の共済目的の種類等	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	単位当たり共済金額の範囲
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
大豆	1類	宮崎県の区域	<p>1,070円 960円 860円 750円 640円</p> <p>(大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,080円 2,770円 2,460円 2,160円 1,850円 1,070円 960円 860円 750円 640円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>3,400円 3,060円 2,720円 2,380円 2,040円 )</p>	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。



別記1 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、4,730円から30円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者であって、栽培するさとうきびの基準糖度が5.5度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、21,150円から130円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記2 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、4,730円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、21,150円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記3 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、5,090円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、21,510円に130円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

備考 :

1. この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、さとうきびについては1,000キログラム当たりとする。
2. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、平成21年産から平成27年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業灾害補償法第12条第3項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。



別記1：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、21,150円から130円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記2：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、21,150円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記3：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、21,510円に130円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記4：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、4,730円から30円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者であって、栽培するさとうきびの基準糖度が5.5度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、21,150円から130円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記5：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、4,730円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、21,150円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記6：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、5,090円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、21,510円に130円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

備考：

1. この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、さとうきびについては1,000キログラム当たりとする。
2. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、平成21年産から平成27年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業災害補償法第12条第3項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。